

クマノ クリエイティブ パレット
「Kumano Creative Palette」に係る会員登録要項

「Kumano Creative Palette」（以下、「KCP」という）運営規約第6条に係る会員登録に関し、次のとおり要項（以下「要項」という）を定める。

（KCP 会員登録対象者）

第1条 KCPの会員登録対象は、「^{パレットメンバーズ}Palette Members」若しくは「^{クリエイションメンバーズ}Creation Members」とし、次の各項のいずれにも該当する個人、団体とする。

1 本事業の趣旨に賛同し、次に掲げる表の何れかに該当する者であること。

(1) Palette Members (パレットメンバーズ)		
項目	概要	内容
運営参画	筆の里創造の丘公苑(仮称)施設(以下、「公苑施設」という)の事業計画に関する提言及び参画	・運営計画提言並びに支援 ・施設利用や関連行事等の運営参画若しくは補助
(2) Creation Members (クリエイションメンバーズ)		
項目	内容	ジャンル
美術・工芸	書、絵画、工芸、彫塑、デザイン等	【アマチュア部門】 ・15歳以上(中学生は除く) ※未成年者は保護者の同意が必要 ※団体については代表者の年齢で判断 【プロ・セミプロ部門】 ・過去3年以上の活動実績があること ・活動に対し収入実績があること ※未成年者は保護者の同意が必要 ※団体については代表者の年齢で判断
芸術	文学、音楽、演劇、映像、写真、デジタル系等	
伝統芸能	雅楽、能楽、神楽、落語等	
生活文化	茶道、華道、食文化、化粧、着付け、手工芸等	
その他	SDGs、DIY、職人技(杜氏、木工、大工、左官、園芸等)、模型製作、SNS系等	

2 熊野町在住者、出身者、勤務者若しくは定期的な事業参画が可能な者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者でない者であること。

（登録申請）

第2条 会員登録を希望する者は、ウェブサイトに掲載した電子フォーム又は所定の様式において登録申請を行うものとする。

2 登録にかかる費用は無料とする。

3 登録の申請は、随時受け付ける。

（審査）

第3条 前条の規定により申請があった場合は、一般財団法人筆の里振興事業団(以下、「事業団」という)が審査を行う。

2 審査が行われた場合、申請者に対し審査結果を通知するものとする。

(登録制限)

第4条 審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を行わないものとする。

- (1) 申請内容が公序良俗に反するとき。
- (2) 登録の目的が政治、宗教若しくは営利活動と認められるとき。
- (3) 申請内容が、KCPの事業目的に沿わない恐れのあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業団が不適當であると認めるとき。

(登録及び公開)

第5条 前々条によりKCP登録が認められた場合には、公開しない項目を除き、公苑施設並びに周辺公的施設若しくは商業施設等での創作活動(実演、体験、展示、販売、演奏、実技等。以下同じ)やエドゥケーター、フォロワーの候補者としてウェブサイト等で公開するものとする。

(登録内容の変更等)

第6条 審査結果の通知後に、登録内容に変更があった場合は、ウェブサイトの電子フォーム又は所定の様式において変更の申請を行わなければならない。

2 審査結果の通知後に、登録者が所定の様式において登録取消申請を行った場合は、登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取消することができるものとする。

- (1) 登録者が、偽りその他不正の手段によりKCPに登録されたとき。
- (2) 登録者が第1条各号いずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による変更に関する届出をしないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、KCPの運営や会員相互の信頼、協力、支援関係に支障を認めるとき。
- (5) 事業団が登録を取り消すことが適當と認めるとき。

(登録会員の活動方針)

第8条 登録会員の活動方針についてはKCP運営規則第3条に鑑み次の各号とし、諸条件や活動内容については当事者間の協議によるものとする。

- (1) 公苑施設での創作活動
- (2) KCP並びに公苑施設への運営参画(運営参画及びフォロワー、エドゥケーターなど)
- (3) 周辺公的施設若しくは商業施設等での創作活動
- (4) 会員相互のネットワークづくり

(制改定)

第9条 この要項は、定例会の承認により事業団が制改定する。

附 則

この要項は令和6年10月1日から施行する。